

令和5年12月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第4429号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第6995号)

口頭弁論終結日 令和5年11月2日

判 決

控訴人兼被控訴人

(以下「1審原告」という。)

控訴人兼被控訴人

(以下「1審原告」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

児 玉 晃 一

1審原告 訴訟代理人弁護士

被控訴人兼控訴人

別紙1審被告目録記載のとおり

(以下「1審被告ら」という。)

1審被告ら訴訟代理人弁護士

川 村 真 文

主 文

- 1 1審原告らの本件各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 1審被告らは、1審原告竜介に対し、各自11万円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 1審被告らは、1審原告哲敏に対し、各自11万円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 1審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 1審被告らの本件各控訴をいずれも棄却する。

6 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その1を1審被告らの負担とし、その余を1審原告らの負担とする。

7 この判決の2項及び3項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告ら

- (1) 原判決中1審原告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 1審被告らは、1審原告竜介に対し、各自29万7000円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 1審被告らは、1審原告哲敏に対し、各自29万7000円及びこれに対する平成30年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告ら

- (1) 原判決中1審被告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、1審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

(以下において略称を用いるときは、新たに定義するもののほか原判決に同じ。)

- 1 本件事案の概要は、2頁14行目末尾に行を改めて次のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の柱書に記載のとおりであるから、これを引用する。

「原審が、1審原告らの1審被告らに対する請求を、1審原告■■■■■に対して各自3万3000円及び遅延損害金、1審原告■■■■■に対して各自3万3000円及び遅延損害金の各支払を求める限度で認容し、その余をいずれも棄却したところ、当事者双方がその敗訴部分を不服としてそれぞれ控訴した。」

- 2 「前提事実」、「本件の争点」及び「争点に対する当事者の主張」は、次の

とおり補正し、後記3を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 8頁21行目の「62条」の次に「1項」を加える。

(2) 11頁1行目の「本件ブログ」を「本件ブログ運営者等」に改める。

3 当審における当事者の補足的主張

(1) 1審原告ら

ア 本件に類似した、不当な懲戒請求に対する損害賠償請求事件についての先行した判決があり、これらはいずれも最高裁で確定しているところ（甲7ないし9、11ないし13）、懲戒請求を受けた者一人に対する慰謝料として40万円ないし30万円が認定されている。また、1審原告らが提起した、本件と同様の不当な懲戒請求に対する損害賠償請求訴訟においても、先行する高裁判決では、慰謝料額は30万円と認定されている。原審の慰謝料の認定額は、これら先行判決に比べて10分の1以下に過ぎず、著しく低額であることは明らかである。

イ 本件ブログは既に閉鎖されているが、インターネット上にアーカイブが残されている（甲23の1ないし7）ところ、その内容は、在日コリアンに対する強固な憎悪及び排除の意図を繰り返し表明するものにほかならず、在日コリアンの弁護士を、その出自をもって、他の市長や政治家等とともに標的にしている。1審被告らは、本件ブログを通じて懲戒請求書の書式を入手し、これをそのまま用いて本件各懲戒請求をしたから、1審被告らは、本件ブログを閲覧し、賛同して本件各懲戒請求を行ったというべきであり、本件各懲戒請求の動機は、在日コリアンの排除という強固な人種差別意識にあり、その違法性は大きく、本件各懲戒請求を受けた1審原告らの精神的損害も多大なものである。本件各懲戒請求は、1審被告らが「1審原告らの民族的出自を捉えて人種差別的な意見や悪感情を表明することに賛同して」行われたものであると正当に認定したにもかかわらず、

慰謝料額を3万円とした原判決は、人種（民族）差別的な言動に対して相当額の損害賠償を命じてきた過去の裁判例の傾向にも反している。

(2) 1 審被告ら

ア 大量懲戒請求を呼び掛け、懲戒請求書のひな型を用意し、その作成方法を指示し、懲戒請求を取りまとめて東京に提出した本件ブログ主等と各懲戒請求者との間に主観的関連共同性があり共同不法行為が成立する以上、内部関係（本件ブログ主、各懲戒請求者、その他の協力者（団体を含む）の関係）での求償関係を統一的に処理するためにも、全ての関係者の間で共同不法行為を認めるべきである。この点、同種事案に関する東京地裁判決（乙40）は、大量懲戒請求は、「本件ブログ開設者、本件団体及び本件大量懲戒請求者が主観的及び客観的に関連共同して行ったものと認められ、民法719条1項前段にいう「共同の不法行為」に当たると解すべきである。」と判示して「本件ブログ開設者、本件団体及び本件大量懲戒請求者」の関係を共同不法行為として統一的にとらえており、正当である。

1 審原告らは、本件ブログ運営者等の呼び掛けに応じた懲戒請求を理由とする損害賠償として、他の懲戒請求者から少なくとも2010万円の弁済を受けていることが推認されるし、1 審被告らが何とか入手できた範囲でも、1 審原告■■■■については214万円（元金）、1 審原告■■■■については171万円（元金）を他の懲戒請求者から受領している（乙37、38）。また、同種事案に関する東京地裁判決も同額の元金受領を認定している（乙39）。したがって、1 審原告らは、既に本件各懲戒請求による損害額を超える弁済を受領している。

イ 本件は、①賠償の対象たる損害の全部又は一部を生じさせた行為者が複数人存在し、②それらの者が（損害の全部又は一部との関係で）独立の基本型不法行為要件を満たす場合であるから、累積的に不法行為が競合する競合的不法行為である。1 審原告らが単独不法行為を主張する場合、各

1 審被告は、自己の行為と相当因果関係のある損害についてのみ責任を負うこととなるが、1 審原告らは、各 1 審被告の個別的寄与度を含む相当因果関係の範囲を主張立証していないから、その請求は棄却されるべきである。

仮に、本件各懲戒請求は、累積競合型の競合的不法行為であって、（被害者側の立証困難を回避するため）民法 719 条 1 項後段類推により、その損害について全部連帯となり、寄与度についての立証責任が 1 審被告らに転換されるとしても、1 審被告らは、（他の懲戒請求者による）弁済の抗弁と寄与度減責の抗弁を主張することができる。本件の場合、懲戒請求の総数（959 件）が確定しており、各懲戒請求者の寄与度の上限（959 分の 1）は確定することから、各 1 審被告に対して認められる損害賠償請求金額は「本件大量懲戒請求による損害 ÷ 959」が上限となるのであり、1 審原告らは、既に本件各懲戒請求による損害額を超える弁済を受領している。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1 審原告らの 1 審被告らに対する請求は、1 審原告 ■■■■ に対して各自 11 万円及びこれに対する遅延損害金、1 審原告 ■■■■ に対して各自 11 万円及びこれに対する遅延損害金の各支払を求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記 2 を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 13 頁 3 行目の「日本弁護士会連合会」を「日弁連」に、同 5 行目及び同 12 行目から 13 行目にかけての「本件各会長声明」をいずれも「本件各声明」にそれぞれ改める。
- (2) 14 頁 16 行目から 17 行目にかけての「本件各会長声明」を「本件各声明」に改める。

(3) 16頁14行目冒頭から同20行目末尾までを次のように改める。

「 前記3(2)のとおり、本件各懲戒請求は、事実上又は法律上の根拠を欠くものであるところ、弁護士である1審原告らは、職責上、行動の規律が求められることから、懲戒請求されたこと自体により、その当否に関わらず、業務上の信用や社会的評価の低下のおそれという不利益を被るものといえる。

そして、本件各懲戒請求においては、朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ、これらを犯罪行為ないし利敵行為と断じていること、対象とされた弁護士らのうち1審原告らを含む8名の姓は在日コリアンに多くみられる姓であること、1審被告らは1審原告らを含む対象弁護士らとの間に業務上の関係も個人的な面識もなかったこと（甲14、15、弁論の全趣旨）のほか、本件ブログが、「在日や反日勢力を駆逐することを目的としたブログ」とされ、いわゆる在日コリアンを外患罪等で排除すること等を主張し、本件各懲戒請求のひな型も本件ブログに掲載されており、1審被告らは本件ブログを通じて入手したひな型に署名押印するなどして本件各懲戒請求をしたと認められること（甲23の1ないし7、弁論の全趣旨）を考慮すると、1審被告らが本件各懲戒請求においてあえて東弁の会長等でない上記8名を懲戒の対象とした理由は、専らその姓を手掛かりとし、在日コリアンという民族的出自に着目したためであると認めることができ、これに反する1審被告らの主張は採用できない。そうすると、本件各懲戒請求は1審原告らの民族的出自に着目し、差別的意図に基づいて敢えて行われたものであり、かつ、1審原告らは、全く面識のない1審被告らから事実に、法律的根拠のない本件各懲戒請求をされたのであるから、1審原告らが本件各懲戒請求によって受けた精神的苦痛が大きいことは、容易に推認されるところである。

さらに、1 審原告らは、自己のみならず同一事務所に属する他の弁護士
の受任事件についても、本件各懲戒請求をした者らとの関係で利益相
反の有無を確認する必要があるところ（弁護士職務基本規程 27 条、
28 条、57 条、58 条）、このような確認には相応の労力を要するから、
現実の弁護士としての業務、活動についても一定の影響を受けたと
認められる（甲 24、25）。加えて、懲戒手続が終了するまで他の弁
護士会への登録換え又は登録取消しの請求をすることができないため
（弁護士法 62 条 1 項）、1 審原告らは、本件各懲戒請求書が東弁に
提出されてから本件各懲戒請求の手続が終了するまで他の弁護士会への
登録換え又は登録取消しの請求を行うことができないという身分上の制
約を負っていたといえる（1 審原告らに懲戒請求書が送付されたのは、
1 審原告らを懲戒しない旨の弁護士会の決定が通知された時であったの
で、1 審原告らはその制約を認識するに至らなかったが、そのことは制
約を受けた事実を否定するものではない。）。

このような事情によれば、1 審原告らが本件各懲戒請求に係る審理に
当たり答弁書の作成提出などの事務負担をしていないこと等を考慮して
も、1 審原告らが本件各懲戒請求によって被った精神的苦痛はいずれも
軽視できるものではない。

もつとも、1 審被告らが提出した各懲戒請求書（甲 1 の 15 から 1 の
90 まで）は、その他の者らが提出した懲戒請求書とともに東弁の綱紀
委員会による調査に付され、同委員会は、平成 30 年 4 月 20 日、1 審
原告らにつきいずれも懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当と
する旨の議決をし（甲 2）、これを受けて、東弁は、同月 26 日付けで、
1 審原告らを懲戒しない旨の決定をし（甲 3）、これが 1 審原告らに通
知されて（甲 4）、この段階で、1 審原告らに上記の精神的苦痛を生じ
させたと認められる。1 審原告らは、現在、当裁判所に係属中の 4 件の

訴訟（令和５年（ネ）第４１２６号、同年（ネ）第４２９２号、同年（ネ）第４４２８号、同年（ネ）第４４２９号）において、合計９６名の懲戒請求申立人に対し、慰謝料等の損害賠償を請求しているところ（当裁判所に顕著）、１審被告らによる不法行為と他の懲戒請求者の不法行為が共同不法行為の関係にあると認めることはできず、また、違法な懲戒請求によって被る精神的苦痛は懲戒請求ごとに別個のものとみるべきであるものの、１審原告らが本件各懲戒請求により受けた精神的苦痛を金銭的に評価するに当たっては、本件各懲戒請求が他の懲戒請求者による懲戒請求と併せて調査に付され、東弁の綱紀委員会の議決を受けて東弁が１審原告らを懲戒しない旨の決定をし、これが１審原告らに通知されて精神的苦痛を与えたという上記の経緯も考慮するのが相当である。そして、この点も含め、本件における一切の事情を総合的に考慮すれば、本件各懲戒請求による慰謝料の額は、本件各懲戒請求ごとに１審原告ら１人につき１０万円と認めるのが相当である。

(2) また、１審原告らは弁護士であるが、本件事案の内容や性質等に照らせば、客観的かつ冷静な訴訟活動をするために他の弁護士を訴訟代理人として選任する必要があったと認められる。そして、本件事案の難易、請求額、認容額その他本件における諸般の事情を考慮すると、１審被告らの不法行為と相当因果関係のある損害である弁護士費用は、本件各懲戒請求ごとに１審原告ら１人につき１万円とみるのが相当である。

(3) したがって、各１審被告は、１審原告らそれぞれに対し、損害金合計１１万円及びこれに対する遅延損害金（起算日は不法行為の後の日である平成３０年４月２０日）の支払義務を負う。当審における１審原告らの補足的主張は、上記の限度で理由がある。」

(4) １６頁２４行目の「競業的」を「競合的」に改める。

(5) １７頁１３行目の「本件ブログ」を「本件ブログ運営者等」に改める。

2 当審における1審被告らの補足的主張に対する判断

(1) 1審被告らは、本件ブログ主等と各懲戒請求者との間に主観的関連共同性があり共同不法行為が成立する以上、内部関係（本件ブログ主、各懲戒請求者、その他の協力者（団体を含む）の関係）での求償関係を統一的に処理するためにも、全ての関係者の間で共同不法行為を認めるべきであり、1審原告らは、他の懲戒請求者から既に本件各懲戒請求による損害額を超える弁済を受領している旨主張する。

しかし、引用に係る原判決「事実及び理由」（補正後のもの。以下「原判決」という。）第3の5(1)及び(2)に判示のとおり、全懲戒請求者は、各人がそれぞれ個別に懲戒請求書を作成して東弁に懲戒請求をしたのであるから、それぞれが独立した別個の懲戒請求として扱われるものであり、各加害行為に客観的関連共同性はなく、また、個々の懲戒請求者間に意思の連絡があったことを認めるに足りる的確な証拠はないから、主観的関連共同性も認められない。したがって、本件において全懲戒請求者の共同不法行為が成立するものとは解されず、このことは、本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との間に共同不法行為が成立するか否かとは直接関係がない。客観的・主観的関連共同性の要件を欠く以上、求償関係の統一的処理（1審原告らの損害は、各懲戒請求ごとに生じるものであり、これにつき本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との間にそれぞれ共同不法行為が成立するのであれば、求償関係に格別支障が生じるとも考え難い。）を理由に、全懲戒請求者の間で共同不法行為を認めることはできない。

したがって、1審被告らの上記主張は採用できない。

(2) 1審被告らは、本件各懲戒請求につき共同不法行為が成立しないとしても、累積的に不法行為が競合する競合的不法行為であって各懲戒請求者の債務は全部連帯債務となるから、1審被告らは、（他の懲戒請求者による）弁済の抗弁と寄与度減責の抗弁（各1審被告に対して認められる損害賠償請求

金額は「本件大量懲戒請求による損害÷959」が上限となる。)を主張することができるのであり、1審原告らは、他の懲戒請求者から既に本件各懲戒請求による損害額を超える弁済を受領している旨主張する。

しかし、原判決第3の5(1)に判示のとおり、本件における全懲戒請求者は、各人がそれぞれ個別に懲戒請求書を作成して東京に懲戒請求をしたものであるから、それぞれが独立した別個の不法行為であり、その結果生じる1審原告らの精神的損害も、各懲戒請求ごとに生じるものと解されるのであって、独立の不法行為がたまたま競合したに過ぎず、加害者不明型や損害一体型の不法行為のように、事実的因果関係の確定につき格別困難が生じるといった事情もない。1審原告らは、あくまで個別の懲戒請求によって生じた損害を当該懲戒請求者に対して個別に請求しているのであって、他の懲戒請求者の懲戒請求によって生じたものも含め(事実的因果関係が明らかでない)全損害を請求するものではないから、1審被告らの主張は、その前提を欠くというべきである。

したがって、1審被告らの上記主張は採用できない。

- (3) その他、1審被告らはるる主張するが、原審における主張を繰り返すものに過ぎず、上記1の認定判断を左右するものではない。

第4 結論

そうすると、1審原告らの1審被告らに対する請求は、1審原告[]に対して各自11万円及びこれに対する遅延損害金、1審原告[]に対して各自11万円及びこれに対する遅延損害金の各支払を求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がないところ、これと異なる原判決は一部失当であり、1審原告らの本件各控訴は一部理由があるから、原判決を上記のとおり変更し、1審被告らの本件各控訴は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木 康 

裁判官

角井 俊文 

裁判官

辻藤 壮一郎 